

令和 3 年 9 月

江南市議会総務委員会会議録

9月22日

# 江南市議会総務委員会会議録

---

令和3年9月22日〔水曜日〕午前9時27分開議

---

本日の会議に付した案件

請願第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書  
年度調査事項等について

---

出席委員（7名）

委員長	石原資泰君	副委員長	長尾光春君
委員	宮地友治君	委員	牧野圭佑君
委員	堀元君	委員	伊藤吉弘君
委員	東猴史紘君		

欠席委員（0名）

委員外議員（9名）

議員	野下達哉君	議員	大薮豊数君
----	-------	----	-------

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	石黒稔通君	副主幹	前田昌彦君
主任	岩田智史君	主任	駒田寛明君

---

説明のため出席した者の職、氏名

企画部長	阿部一郎君
総務部長	本多弘樹君
消防長	高島勝則君

- 
- 委員長 みなさんおはようございます。先日に引き続き総務委員会を開きます。先日の総務委員会にて御協議いただきました意見書の修正案をタブレット端末の総務委員会のフォルダに配信いたしましたので御覧ください。
- 

**請願第 8 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書**

- 委員長 それでは請願第 8 号の採択に伴う意見書案を議題とし、協議を続行いたします。事務局より修正案の朗読をさせます。
- 事務局 現行の民法の下では、婚姻に際して、夫婦のいずれか一方が、姓を改めることとされている。これに対し、希望すれば婚姻後も夫婦がそれぞれ婚姻前の姓を称することができる選択的夫婦別姓制度の導入を望む声がある。選択的夫婦別姓制度の導入については、家族の在り方に深く関わる問題であるため、国において対応を検討している状況が続いており、平成 27 年の最高裁判決に引き続き、令和 3 年 6 月の最高裁決定においても「夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきである」とされたところである。一方、平成 30 年 2 月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」においては、選択的夫婦別姓制度の導入について「法律を改めてもかまわない」が 42.5%、「法律を改める必要はない」が 29.3%、「夫婦が婚姻前の姓を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ姓を名乗るべきだが、婚姻によって姓を改めた人が婚姻前の姓を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについてはかまわない」が 24.4%となるなど、国民の間にも様々な意見が存在していることが明らかである。よって、国においては、選択的夫婦別姓制度について、国民の間に様々な意見があることを踏まえ、戸籍制度等の社会的な影響範囲も考慮しながら、さらに議論を進めるよう要望する。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内

閣府特命担当大臣（男女共同参画）。以上です。

○委員長　この修正案について、御意見はありませんか。

○伊藤委員　実際この意見書を見せていただきましたが、請願者の意見なんですけども、タイトル抜くと一切入ってませんね。タイトル抜くと。要は反対の意見書になってます。僕から見ますとね。けどもタイトルあるからそういうふうにとれるんですけどね。文章だけ見ると逆の意見書のように私は考えます。ですから案としては本当はさらにのところを、導入に向けて議論を進めるよう要望するというのが本当は請願者の、総務委員会の可決した内容が生かされると思うんですけども、そんなこといっても私の意見ですので皆さんの御意見をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長　その他ありますか。意見。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、御意見もないようでございます。

暫時休憩いたします。

午前9時31分　休　憩

午前9時32分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案を採決いたします。本案を修正案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって本案は修正案のとおり可決されました。続きまして、ただいまお認めいただいた意見書案を議長の方に提出し、議会に提案、提出をいたします。提案理由は、案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　よろしければこの意見書案を江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき委員会提出議案として議長に提出いたしますのでよろしくお願いいたします。以上で、本日の委員会の議題はすべて終了いたしました。皆様御協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前 9 時34分 休 憩

午前 9 時37分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。当局よりあいさつをお願いします。

○総務部長 それでは、御挨拶のほう申し上げます。9月15日でございますが、1日総務委員会、その後の総務委員協議会のほうですね、委員の皆様には慎重に御審議のほういただきまして本当にありがとうございました。また、委員会に付託されました書案件につきまして、すべて原案どおりお認めいただきましたこと重ねてお礼を申し上げる次第でございます。委員の皆様から頂戴いたしました御意見、要望につきましては、真摯に受け止め今後の行政活動に生かしてまいりたいと考えてございますので、委員の皆様には引き続き御指導御鞭撻を頂戴いたしますようお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長 以上で総務委員会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

午前 9 時38分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長 石原資泰